

令和8年度 部活動等ガイドラインについて

1 意義・目的について

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとする。
- (2) 自ら見通しをもって活動する態度を育成する。
- (3) 自己の特長や個性の伸張を図るとともに、協力して目標を達成しようとする態度を育成する。
- (4) 自己の体力や健康の保持増進、及び文化的な活動を通して豊かな感性を育成する。
- (5) 地域との連携を図り、豊かな人間性や社会性を育成する。

2 設置部活動について

- (1) 存続
野球部・総合文化部
- (2) 廃部
バドミントン部・陸上競技部・サッカー同好会
- (3) 新設
サッカー部

3 入退部について

- (1) 年度当初に各部活動の明確な活動方針を示し、方針を理解した上で入部する。
- (2) 部活動は放課後に行う特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づくものとする。
- (3) 所定の用紙を届け出ること。その際、保護者・担任・顧問の承認が必要である。

4 部活動計画について（合理的かつ効率的な活動の推進）

- (1) 「活動方針、年間活動計画」については、年度当初に校長へ提出し、許可を受ける。
- (2) 「月別活動計画」については、月初めに校長へ提出し、許可を受ける。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、事前に「引率届」を校長へ提出し、許可を受ける。
- (4) 引率は原則顧問が行うが、都合がつかない場合や必要に応じて他の教員が協力する。

5 活動日・活動時間について

- (1) 平日の活動は、最終下校時刻までの2時間以内（週6時間以内）とする。

最終下校時刻	3月～10月	17時30分
	11月～2月	17時00分

- (2) 土曜日、日曜日及び祝日に活動する場合は、3時間以内とする。ただし、大会や練習試合・合同練習についてはその限りではない。
- (3) 長期休業中の活動については、土曜日、日曜日及び祝日の活動に準ずる。
- (4) 定期考査に関わる活動については、各考査7日前から考査終了まで活動を中止する。

6 休養日について

- (1) 基本的に水・土・日は休養日とする。
- (2) 合同練習や大会などで休養日に活動する場合でも、週あたり土・日曜日を含む2日以上設定する。
- (3) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保する。

7 部活動の新設・休部・廃部について

- (1) 一1新設（式根島中学校の部活動として）
※以下の許可条件を満たす場合、国、都、村の方針を踏まえ教員間で協議した上で校長が判断する。
(許可条件)

- ① 指導可能な教員を配置することができる。
 - ② 校内に活動場所があり、用具などを準備することができる。
 - ③ 2名以上の参加生徒数及び、式根島中学校で公式戦や大会に参加するのに十分な生徒数を確保できる。(新島中学校と合同で活動する場合を含む)
- (1) ー2新設(他校の部活動の合同チームとして)

※以下の許可条件を満たす場合、国、都、村の方針を踏まえ教員間で協議した上で校長が判断する。

(許可条件)

- ① 合同チームで指導可能な教員を配置することができる。
 - ② 島内外に活動場所があり、移動費用、宿泊費用及び用具などを準備することができる。
 - ③ 2名以上の参加生徒数及び、合同チームにより公式戦や大会に参加するのに十分な生徒数を確保できる。
- (2) 休部・廃部
- ① 登録生徒がいなくなった場合は、休部とする。
 - ② 今後入部希望生徒がいないと見込まれる場合は、廃部とする。

8 設置されていない部活動種目の大会に参加について(中体連等への登録等含む)

※学校は、参加を希望する生徒がいる場合、以下の点を保護者・生徒に確認し、4月中には申し出るように説明をする。

- (1) 大会参加に必要な中体連等の手続きは、保護者と学校で行う。
- (2) 大会等の引率は、保護者が行う。
- (3) 夏季都大会等の参加は、一人一種目のみである。

9 地域クラブ活動について

- (1) 学校が開庁している(放課後等の)時間から、活動することができる。
- (2) 学校施設や用具を使用して、活動することができる。
- (3) 保護者、地域人材等の監督者の下に、活動することができる。
- (4) 既存の部活動と兼ねて、活動をすることができる。
- (5) 活動日や活動場所等が分かる「月間活動計画書」等を提出し、校長の承認を経て活動する。
- (6) 活動の決まりや活動日、活動時間、休業日等の設定については、「部活動等ガイドライン」を参考とするが、監督者の都合により、部活動規則と異なる時間であっても活動することができる。

10 同好会活動について

- (1) 意義・目的について
部活動の意義・目的に準ずる。ただし、その期待される水準は部活動以上とはならない。
- (2) 設置同好会活動について
R8現在はない
- (3) 入退部について
部活動の方法に準ずる。兼部は原則できない。
- (4) 部活動計画について(合理的かつ効率的な活動の推進)
部活動の方法に準ずる。休日の活動に関しては、原則「なし」とするが、学校及び保護者が認めた安全管理者がたてられる場合は、顧問と相談の上、「部活動等ガイドライン」の範囲で可とする
- (5) 新設の条件
ア 1名以上が所属すること
イ 顧問ができる中学校教員がいること
ウ 最低限の施設・設備が用意できる見込みがあること
- (6) その他
原則として部活動の方法に準ずる。ただし、同好会によって実態に差が出ることを妨げない。